

# 住民基本台帳 ネットワークシステムで ひらくIT社会

全国の市区町村の住民基本台帳と  
都道府県・指定情報処理機関を  
ネットワークで結び、  
電子政府・電子自治体の基盤をつくります。

平成11年8月の住民基本台帳法の改正を受けて、平成14年8月5日から住基ネットワークシステムが一次稼働され、住民票の記載事項に新たに住民票コード（11桁の無作為のコードを記載）が加わりました。

一次稼働では、このコードをもとに市町村の区域を越えた住民基本台帳（住民票）に関する事務の処理や、国や県の機関に対して本人確認情報の提供を行うための仕組みが整備されました。

これにより、行政機関（国、地方公共団体など）に提出する各種の申請・届出の際に、住民票の写しを取ったり、証明を受けたりする必要がなくなりました。

平成15年6月現在、下記の手続きについて住民票の写しの添付や証明が不要となっています。

パスポートの交付申請（新規申請）  
建設業の技術検定の受検申請  
宅地建物取引主任資格の登録申請  
（知事免許については準備の整った都道府県から順次）  
恩給受給者が毎年提出する受給権調査申立書の市町村長の証明  
戦没者遺族等援護年金の受給者が毎年提出していた現況届、身上報告書の提出が不要になります。  
国家・地方公務員共済、私学共済等の現況証明書  
その他、約200の事務についても住民票の写しの添付や証明が不要になっています。



各種行政手続の  
住民票の添付が不要に！

## 住民基本台帳ネットワークシステム の二次稼働が始まります。

平成15年8月25日から予定されている二次稼働では...

全国どこの市町村でも自分の住民票の写しが取れるようになります。

【住民票の広域交付】（住民基本台帳カード、運転免許証の提示が必要）

引っ越しの手続きで窓口に行くのは転入時1回だけで済みます。

【転入転出手続きの簡素化】（転出届を郵送で行い、転入時に住民基本台帳カードの提示が必要）

住民基本台帳カードを、希望者に有料で交付します。

【ICカードで本人確認が可能】

今後、さまざまな行政機関への申請や届出についても順次、住民票を取ったり、証明を受ける必要がなくなります。

二次稼働で始まる具体的なサービスの内容については次回8月号へ掲載予定です。

お問い合わせは、市民課市民係（ 880 - 6555 ）まで

# 福祉事務所からのお知らせ

## 児童扶養手当制度の改正について

4月1日から児童扶養手当の一部が改正されましたので、主な改正点についてお知らせします。

### 手当額の改定

「年平均の全国消費者物価指数」により平成15年10月分からの支給額(月額)が、全額支給4万2千円、一部支給は所得に応じて4万1千990円から9千910円までの10円きざみの額となります。

なお、第2子については月額5千円、第3子以降については1人につき月額3千円が従来どおり加算されます。

### 認定請求期限の撤廃

受給資格及び手当の額についての認定の請求は、手当の支給要件に該当するに至った日から起算して5年を経過したときはすることができない旨の規定は削除されましたが、この法律が施行される平成15年4月1日時点において既に手当の支給要件に該当してから5年が経過している場合には、従来の法律によるものとし、手当の請求はできません。

### 支給の制限(一部支給停止)

母である受給資格者に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年のどちらか早いほうを経過したときには、政令で定めるところにより、手当の一部が支給されないことになりました。

なお、平成15年4月1日時点で既に認定を受けている方については、平成20年4月1日からの減額措置が適用されます。

### 養育費の範囲

母が監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受け取る金品等について、受取人が児童の場合にも所得の範囲に含めることになりました。

### 平成15年度現況届について

8月1日(金)～8月29日(金)の間に提出してください。7月中旬以降に提出依頼文書を郵送します。

## 戦没者等の妻及び父母等の皆さまへ

### 特別給付金が継続支給されます

平成15年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有する戦没者等の妻の方で、次のいずれかの要件を満たす方に額面200万円の特別給付金が支給されます。

第十七回特別給付金「い号」国債を受けられた戦没者等の妻  
昭和38年4月1日から引き続き公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有する戦没者等の妻

平成15年4月1日において公務扶助料、遺族年金等を受ける権利又は受ける資格を有し、かつ、平成15年3月31日までの間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった戦没者の父母等の方で、次のいずれかの要件を満たす方に額面100万円の特別給付金が支給されます。

第十九回特別給付金「い号」国債を受けられた戦没者の父母等  
昭和42年4月1日から引き続き公務扶助料、遺族年金等を受ける権利又は資格を有する戦没者の父母等で、かつ、戦没者が死亡した当時、戦没者以外に子も孫もなく、その後、子又は孫を有するに至らなかった方

請求期限は平成18年3月31日までです。

お問い合わせは、福祉事務所社会係(880-6566)まで